

(仮)白子3丁目保育園 事業からの質問事項

	受付日	質問内容	回答
1	1月10日	諸手続きのうち「都市計画法開発行為の申請」とありますが、手続き上「37条解除申請」は可能でしょうか。	都市計画法第37条に基づき、公告前の申請は可能です。
2	1月10日	当該地の登記簿上の地目は何でしょうか。	畑となっております。
3	1月12日	様式4の「運営計画概要書」の「実費徴収」と「上乗せ徴収」の定義の違いを教えてください。延長保育料、補食費、イベント保険料、園児の帽子、幼児教材費はどちらに記入すればよいですか。また、ここに記入する内容は、「その他の事業」以外の「認可保育事業」で徴収する内容のみ記入すればよいのですか。	<p>上乗せ徴収は、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもので、例えば、公定価格上の基準を超えた教員の配置や平均的な水準を超えた施設整備など、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものです。</p> <p>実費徴収は、教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当と認められるものであり、例えば、文房具代・制服代、遠足代・行事参加代、給食代・食材費、通園バス代などがこれに該当すると考えられます。施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができます。</p> <p>延長保育については、「その他保育事業」の延長保育欄にチェックしてください。この様式には、「認可保育事業」についての事項のみ記載していただき、その他事業については、別添としてください。</p>
4	1月12日	2/4締め切りの「公募申請書の提出」前に、「公募参加を表明する書面」等の提出はないのですか。	提出の必要はありません。
5	1月12日	公募要領2の(2)「造成に関する補助金」は安心こども基金の補助対象外と理解していますが、「造成に関する補助金」は和光市単独の予算ですか。	市の単独予算となります。
6	1月12日	道路計画について。歩道は設置されますか。	当該用地は、(仮称)下新倉小学校の通学路を整備するための歩道用地と一緒に市で購入しております。歩道の整備範囲等については、担当の道路安全課で確定次第お知らせいたします。
7	1月12日	様式3の「施設計画概要書」の「部屋別面積」はどの部屋を記載すればよいですか。必ず記載しなければいけない部屋名を教えてください。	埼玉県保育所設置認可基準の設備基準(別紙1)を参考にしてください。
8	1月12日	園庭の位置を決めるために、隣地の日影の影響がわかる日影図をもらえますか。	日影図については事業者の委託設計で行うこととなっておりますので、各自でご手配くださいますようお願いいたします。
9	1月12日	プレゼン資料の枚数を決めるために、第2次選考会(2/13)のプレゼンテーションの持ち時間を教えてください。	1事業所あたり説明時間20分、質疑応答時間20分で行う予定です。

10	1月12日	保育所開設準備費加算(設計料・遊具・備品・家電等)は地域と定員数によって加算額が変わると理解していますが、和光市の定員60名と70名の場合の保育所開設準備費加算額を教えてください。	子育て支援交付金管理運営要領のうち、保育緊急確保事業として3歳児の保育単価(和光市は15/100の地域となります)の人数分に2分の1を乗じた金額となります。
11	1月13日	プレゼンテーションの内容について、特段のご指示はありませんでしたが、これを行なう側にお任せ頂いていると言う事で宜しいでしょうか？	原則的に自由ですが、参考の際には市が示した基準を満たしているかどうかについて審査させていただきます。
12	1月13日	決定している事項がお有りでしたら、お知らせ下さいます様お願い致します。	今後、文書及び市ホームページ等で周知してまいります。
13	1月13日	安心子ども基金(保育所緊急整備事業)の補助対象となる法人について教えてください。	安心子ども基金管理運営要領(緊急確保事業)を参照してください。 ※「保育所運営ハンドブック」に掲載されています。